

次のとおり条件付き一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

2019年2月11日

公益財団法人熊本県立劇場
理事長 姜 尚 中

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県立劇場庭園管理業務

(2) 業務に係る発注・契約、入札担当部署

公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ

郵便番号 862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話番号 096-363-2234

ファックス番号 096-371-5246

(3) 委託の内容

熊本県立劇場庭園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）
による。

(4) 委託期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(5) 履行場所

熊本県熊本市中央区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場

(6) 入札方式

この入札は、入札書による紙入札とする。

(7) 入札金額

落札決定に当たっては、入札金額のうち2019年4月1日から2019年9月30日までの期間に係る金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）と、入札金額のうち2019年10月1日以降の期間に係る金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の合計額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、2019年4月1日から2019年9月30日までの期間に係る金額については、当該金額の108分の100、2019年10月1日以降の期間に係る金額については、当該金額の110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、公益財団法人熊本県立劇場会計規程及び公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の（１）から（７）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- （１）物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）により、有資格者として、営業種目「樹木保護管理」に登録された者であること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- （３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （４）入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （５）熊本県内に事業所を有する者であること。
- （６）県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （７）過去３年の間に熊本県内に所在する建物（施設）において、種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札参加のための確認申請

（１）提出書類

この入札に参加を希望する者は、２に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出すること。

（２）提出方法

持参により提出すること。

（３）提出期間

公告の日から２０１９年２月２２日（金）午後５時まで
ただし、２月１２日（火）を除く、各日午前９時から午後５時まで。

（４）提出先

１（２）の担当部署

（５）確認結果の通知

２０１９年３月２日（土）までに郵送により通知する。

4 入札手続等

（１）入札仕様等に対する質問の受付期間

１（２）の担当部署において公告の日から２０１９年２月２２日（金）午後５時までファックスで受け付ける。

（２）仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入

札説明書の取得

熊本県立劇場ホームページ「入札情報」及び1(2)の担当部署において公告の日から2019年3月4日(月)まで行う。

(3) 入札、開札の方法及び日時等

入札は、入札書による紙入札とし、入札の締切と同時に行う。

ア 入札日時

2019年3月11日(月)午後3時30分

イ 入札・開札場所

熊本中央区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場 中会議室

ウ 開札時間

アの入札の締切と同時に行う。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再入札を行わなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効

次のアからウまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 公益財団法人熊本県立劇場一般競争入札等事務処理要領第11条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 入札において入札金額等必要な事項が記載されていない入札

(6) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が、上記(5)の無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格を入札した者を落札者とする。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日

6 問合せ

(1) 問合せ先

公益財団法人熊本県立劇場 総務グループ

郵便番号 862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号

電話番号 096-363-2234

ファックス番号 096-371-5246

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで。

ただし、2月12日(火)、25日(月)、3月6日(水)を除く。